

令和 8 年度大月町長期滞在複合施設集客イベント業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和 8 年度大月町長期滞在複合施設（以下「施設」という。）集客イベント業務について、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

タイプ A

(1) 事業名

大月町長期滞在複合施設集客イベント業務委託（タイプ A）

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度大月町長期滞在複合施設集客イベント（タイプ A）業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

(4) 提案上限金額

別紙「令和 8 年度大月町長期滞在複合施設集客イベント（タイプ A）業務委託仕様書」のとおり

タイプ B

(1) 事業名

大月町長期滞在複合施設集客イベント業務委託（タイプ B）

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度大月町長期滞在複合施設集客イベント（タイプ B）業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 22 日（日）まで

(4) 提案上限金額

別紙「令和 8 年度大月町長期滞在複合施設集客イベント（タイプ B）業務委託仕様書」のとおり

2 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、大月町契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人又は団体であること

- (2) 日本国内での同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。
- (3) 次の各号に掲げる書類を提出し確認を得ること。
- ①履歴事項全部証明（登記簿謄本）
 ※未登記団体においては規約・定款又は様式2 会社概要書を提出
- ②財務諸表 ※未登記団体においては決算資料等
- ③納税証明書 ※過去2年間について確認のとれるもの、本社若しくは契約を予定している事業所等の所在する地域での納税証明書
- (4) 公共団体から競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3 スケジュール（タイプA・タイプB共通）

① 募集開始（公告）	令和8年4月8日（水）
② 質問書の提出期限	令和8年4月20日（月）まで
③ 質問に対する回答	令和8年4月24日（金）まで
④ 参加申込書の受付期限	令和8年4月27日（月）まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年5月8日（金）まで
⑥ プレゼンテーション・ヒアリング 審査（注1）	令和8年5月18日（月）予定
⑦ 審査結果の通知	令和8年5月下旬（予定）
⑧ 契約の締結	令和8年5月下旬（予定）

4 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問票（様式3）により電子メールで提出することとし、電話連絡等により受信確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の題名には提案事業者名を必ず記載して送信すること。

(2) 提出期限

令和8年4月20日（月）17時まで

(3) 提出先

「12 書類提出及び問い合わせ先」とする

(4) 回答の期限及び方法

提案事業者からの質問に対する回答については、質問者を伏せた形で、本町ホームページにて令和8年4月24日（金）までに回答を行う。ただし、質問の内容によっては本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合や、本プロポーザルに関連しないものには回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、本事業要領及び特記仕様書等の修正事項とみなし取り扱う。

5 参加申し込み

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、受付期間内に「12 書類提出及び問い合わせ先」に記載する提出先まで郵送（必着）、または持参にて下記の書類を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和8年4月27日（月）17時まで

(2) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式1） 正本1部

②会社概要書（様式2、任意様式可） 正本1部

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年5月8日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）

(3) 提出書類

①プロポーザル審査書類提出書（様式4）

②企画提案書（任意様式）

③同種・類似業務の実績確認書（様式5、任意様式可）

④見積書（様式6、内訳明細についてはA4を用いた任意様式）

（ア）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

（イ）本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。

（ウ）見積金額の内訳書を添付すること（任意様式）。

追加提案する業務を含め、業務遂行に必要となるすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書には回数・単価等が分かるように記載すること。

⑤誓約書（様式7）

⑥配置予定責任者の資格、経歴、手持ち業務等の状況（任意様式）

(4) 提出部数

①～⑥の書類を1つに綴じ、6部（正本1部、副本5部）

(5) 企画提案書には、以下の①～④に示す内容を示すこと。

①業務の実施方針・実施スケジュール

- ②施設の設置目的や立地条件などを踏まえた、集客イベントの計画にあたり考慮すべき事項の提案
 - ③集客イベントにおけるターゲットの提案
 - ④集客イベント周知に関する提案
 - ⑤仕様書の業務以外で施設の目標達成上有効な独自提案等
- (6) 留意事項
- ①企画提案書については、用紙下部にページ番号を付すること。
 - ②正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等。過大なものとならないよう留意すること。
 - ③企画提案書の提出は1者につき1案とする。
 - ④提出書類の差換、修正、追加等は認めない。ただし、本町の判断で補足資料の提出を求めることがある。

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和8年5月18日(月)(予定)
- (2) 実施場所 大月町役場2階 第3会議室(予定)
- (3) 実施時間 1者あたり30分(提案説明20分、質疑10分)とする。
- (4) 出席者 1者につき2名までとする。
- (5) その他
 - ①参加者が1者の場合は、プレゼンテーションを行わず、提出書類による審査のみとする場合がある。
 - ②参加者が多数の場合は、実施時間の短縮又は種類審査により事前にプレゼンテーションに参加できる者を選定する場合がある。
 - ③プレゼンテーションは非公開で行うものとする。
 - ④開催の有無、日時、場所等の詳細については、別途通知する。
 - ⑤プレゼンテーション前に辞退を申し出る場合は、様式8を提出するものとする。

8 審査及び審査結果の通知と公表

- (1) 審査

別に定める「大月町長期滞在複合施設集客イベント業務の委託に係る公募型プロポーザル審査要領」の規定に基づき、企画提案書の内容を総合的に採点し、その合計点数が最も高い者を優先交渉者(最優秀提案者)として選定する。
- (2) 審査結果の通知と公表

審査終了後、速やかに全参加者に対し、審査結果を町公式ホームページ及び郵送により通知する。

9 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、特記仕様書及び企画提案書等の内容を基本に町と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合については、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記（1）～（4）に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、町長が失格とすることが適当であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出した書類の修正又は変更は一切認めないものとする。
- (4) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、町に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 本要領に示した書類のほかに町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

12 書類提出及び問い合わせ先

大月町役場 まちづくり推進課 企画政策係

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230

TEL 0880-43-1181（直通） FAX 0880-73-1380

メールアドレス kikaku@town.otsuki.lg.jp